

# 相楽東部広域連合廃棄物処理施設公害防止委員会規則

平成 22 年 3 月 30 日

規 則 第 4 号

## (目的)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）第 10 条の規定による相楽東部広域連合廃棄物処理施設公害防止委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める事を目的とする。

## (組織)

第 2 条 委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから連合長が任命する。

- (1) 相楽東部広域連合議会議員
- (2) 和束町議会議員
- (3) 関係地区住民の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 和束町、笠置町、南山城村行政関係者
- (6) 連合長が必要と認めた者

## (役員)

第 3 条 委員会に会長及び副会長、それぞれ 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(業務)

第6条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 廃棄物処理施設の公害防止対策についての調査及び研究に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の管理及び運営に関すること。
- (3) 廃棄物処理施設の公害防止に必要な事項に関すること。

(意見の聴取)

第7条 会長は、委員会において必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席要求することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、相楽東部広域連合環境課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、連合長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。